

ギャンブル等依存症対策推進本部幹事会の開催について

平成 30 年 10 月 19 日
ギャンブル等依存症対策
推 進 本 部 決 定
令 和 3 年 7 月 30 日
一 部 改 正
令 和 4 年 3 月 24 日
一 部 改 正

1. ギャンブル等依存症対策推進本部令（平成30年政令第286号）第4条の規定に基づき、ギャンブル等依存症対策に係る取組を関係府省庁が連携して推進するため、ギャンブル等依存症対策推進本部幹事会（以下「幹事会」という。）を開催する。
2. 幹事会の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、または関係者に出席を求めることができる。
議 長 内閣官房副長官（事務）
議長代行 内閣官房副長官補（内政担当）
副議長 ギャンブル等依存症対策総括官、消費者庁次長、厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
構成員 内閣官房内閣審議官
警察庁生活安全局長
金融庁企画市場局長
総務省自治財政局長
法務省大臣官房政策立案総括審議官
文部科学省総合教育政策局長
農林水産省畜産局長
経済産業省製造産業局長
国土交通省海事局長
3. 幹事会の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局において処理する。
4. 前各項に掲げるもののほか、幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。